

# 令和7年度 小美玉市ごみ指定袋 有料広告 募集について

小美玉市では、一般廃棄物の適正処理に資する財源の確保と地域産業の振興を図ることを目的として、当該年度分として製造販売する小美玉市指定ごみ袋（外袋の表面）に広告を掲載する事業者等について、次のとおり募集します。

掲載内容は、小美玉市公共物等有料広告掲載取扱要綱（以下「取扱要綱」という）に反しない限り、広告等を掲載することができます。

なお、対象事業者等は、小美玉市及び市周辺近郊エリア内に事業所等を有する企業又は個人事業者等のみに限定します。

## 1. 広告の規格等（別紙イメージ参照）

区分	広告の規格，位置		
45Lサイズ	1 枠 縦60mm×横70mm	単色刷り（黒色）	外袋表面（下部）
30Lサイズ	1 枠 縦50mm×横60mm		
20Lサイズ	1 枠 縦30mm×横50mm		

※広告掲載位置は、受付順により右左の順となります。

## 2. 作成予定数量

区分	数量（予定）	備考
45Lサイズ	200,000セット	1セットに指定ごみ袋10枚入り
30Lサイズ	20,000セット	1セットに指定ごみ袋10枚入り
20Lサイズ	2,000セット	1セットに指定ごみ袋10枚入り

## 3. 広告掲載料（最低）

区分	最低掲載料（税込）	枠数
45Lサイズ	1 枠につき 100,000円	3 枠
30Lサイズ	1 枠につき 30,000円	3 枠
20Lサイズ	1 枠につき 10,000円	3 枠

※最大3枠まで申し込みができ、全枠について広告掲載の決定を受けた場合、枠をつなげて使用することができるものとします。

## 4. 広告掲載等予定期間

- ・当該年6月から翌年5月までの1年間（在庫の状況により前後）を予定します。
- ・ただし、当該年度中に指定ごみ袋製造業者から納品され、指定ごみ袋取扱店で販売される指定ごみ袋の販売が終了するまでの間の掲載となります。

## 5. 指定ごみ袋の販売エリア

- ・市内全域及び市周辺域の小売店で販売（指定ごみ袋等取扱店登録数：約130店）  
※スーパー、コンビニ、ホームセンターほか商店等

## 6. 広告掲載の範囲及び基準

- ・小美玉市公共物等有料広告掲載取扱要綱に適合するもの  
※決定後に規定違反が判明した場合は、決定の取消しとともに、この取消しに係る損害費用を請求します。

## 7. 申込方法

項目	内容
提出書類	・申込書（様式1），申出書（様式2） ・会社概要等（事業内容が分かるもの） ・原稿案（広告図案（PDF等のイメージ，文面（原稿案等），説明書等）
募集期間	令和 7年 3月14日（金）まで
申込方法	郵送または持参，電子申請（ウェブメール，FAXを含む） ※持参の場合は，庁舎開庁日時に留意すること
申込先	小美玉市 市民生活部 環境課 〒319-0192 小美玉市堅倉835 本庁舎内1F TEL0299-48-1111（内線1144） FAX0299-48-1199 Mail <a href="mailto:kankyo@city.omitama.lg.jp">kankyo@city.omitama.lg.jp</a>

## 8. 選定方法

- ・1 枠ごとに最も高い広告掲載料にて申込した者を選定します。
- ・同一金額が複数の場合，先着順により決定します。また，複数枠の場合，金額が同一の場合は単一枠の応募者を優先します
- ・その他，取扱要綱に準拠して決定いたします。

## 9. 選定スケジュール

- ・募集に係るスケジュールは以下のとおりとなります。
- ・当該予算を含む議会の議決を経て最終決定となります。
  - ・1月27日（月） 受付開始
  - ・3月14日（金） 受付終了（17時必着）
  - ・3月下旬 決定通知（市⇒広告主）
  - ・4月上旬 広告料納入・広告データ提出締切（広告主⇒市）
  - ・4月下旬 広告データ確定（広告主⇔市）

※4月下旬 指定ごみ袋製造業者 決定  
5月上旬 指定ごみ袋デザイン 確定  
7月以降 指定ごみ袋販売 開始（前年度在庫状況により前後します）

## 10. その他

- ・広告掲載料には制作費（デザイン料及び版制作費用）を含みません。
- ・広告主は，当広告の色，サイズを充分勘案し，デザインを決定してください。
- ・提出データの形式は，イラストレーターや PDF など市の指定によります。  
なお，広告データの作成に係る費用は広告主の負担となります。
- ・指定ごみ袋は，予定数を超えて制作する場合がありますが，追加料金は不要です。
- ・上記のほか，小美玉市公共物等有料広告掲載取扱要綱を遵守してください。

(別紙, 外袋イメージ)

## 外袋の表示

# 小美玉市 燃やすごみ 専用袋

(種類) 10枚入り

- ・小美玉市は可燃ごみ【マイナス27%】を目指しています
- ・可燃ごみの処分量は、年間15,309t・1人1日839gです
- ・ごみの処理に、一年間で約3億2千万円を要しています
- ・資源(ビン, カ, パットボトル, 古紙等)は、市の貴重な財源です

★ごみを減らすのは一人ひとりの取組みが全ての原動力です★

### 家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂 高密度ポリエチレン

耐冷温度 -30度

寸法外形 (大きさ)

厚さ 0.030 (ミリメートル)

枚数 10枚

取扱い上の注意

火のそばに置かないで下さい。

表示者

会社名 ○○○○○○○○○○○○○○

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

TEL ○○○-○○○-○○○○

FAX ○○○-○○○-○○○○



**警告** ●この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。

**注意** ●突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。

●燃えやすいので、火のそばに置かないでください。

●摩擦などにより衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

バーコード



PE

MADE IN JAPAN

左枠

中枠

右枠

広告欄 (応募状況により追加)

以下、縦×横で記載

大) 外袋サイズ: 300×250mm

広告枠 (1枠): 60×70mm

中) 外袋サイズ: 250×230mm

広告枠 (1枠): 50×60mm

小) 外袋サイズ: 170×200mm

広告枠 (1枠): 30×50mm

広告欄 (応募状況により追加)

以下、縦×横で記載

大) 外袋サイズ: 300×250mm

広告枠 (1枠): 60×70mm

中) 外袋サイズ: 250×230mm

広告枠 (1枠): 50×60mm

小) 外袋サイズ: 170×200mm

広告枠 (1枠): 30×50mm

広告欄 (応募状況により追加)

以下、縦×横で記載

大) 外袋サイズ: 300×250mm

広告枠 (1枠): 60×70mm

中) 外袋サイズ: 250×230mm

広告枠 (1枠): 50×60mm

小) 外袋サイズ: 170×200mm

広告枠 (1枠): 30×50mm

小美玉市長 様

申込者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名  
 (団体名又は法人名及び代表者氏名)

小美玉市指定ごみ袋広告掲載申込書

小美玉市指定ごみ袋への広告掲載について、下記のとおり申し込みます。

記

申 込 者	担 当 者 職 氏 名		
	連 絡 先	電 話	
		Eメール	
業 種			
広告掲載を希望 する指定ごみ袋	種類 (該当箇所に○を付す)	広告掲載料 (最低掲載料以上の金額を記入)	
	45 ㊦用 枠数：( 1・2・3 枠 ) 位置：( 左・中・右・指定なし )	_____ 円 (最低掲載料 1 枠 100,000 円)	
	30 ㊦用 枠数：( 1・2・3 枠 ) 位置：( 左・中・右・指定なし )	_____ 円 (最低掲載料 1 枠 30,000 円)	
	20 ㊦用 枠数：( 1・2・3 枠 ) 位置：( 左・中・右・指定なし )	_____ 円 (最低掲載料 1 枠 10,000 円)	
添 付 資 料	1. 広告原稿 (版下データ等) 2. 会社概要及び同種の広告実績 3. その他		
そ の 他	・申込みにあたっては、募集要項、市の関係規定を遵守するとともに、小美玉市環境課が市税納付状況調査を行うことに同意します。		

提出先：小美玉市環境課 廃棄物対策係  
 住所：小美玉市堅倉 835 本庁舎内 1F  
 TEL 0299-48-1111 内線 1144 FAX0299-48-1199  
 Mail kankyo@city.omitama.lg.jp

様式第2号（第7条関係）

申 出 書

令和 年 月 日

小美玉市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

小美玉市公共物等広告掲載申込みにあたり、事業内容及び掲載する広告の内容が、次のいずれにも該当しないことを申し出ます。

また、次のいずれかに該当するに至った際には、ただちに広告掲載を取り下げます。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (9) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの